

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

| | |
|---|-----|
| 告示 | ページ |
| 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(五九四・大曲保健所)..... | 1 |
| 大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(五九五、五九六・商工業振興課)..... | 1 |
| 道路区域の変更(五九七、五九八・道路環境課)..... | 2 |
| 道路区域の変更及び供用開始(五九九、六〇〇・道路環境課)..... | 3 |
| 道路の供用開始(六〇一・道路環境課)..... | 4 |
| 建築基準法による道路位置の指定(六〇二・平鹿地域振興局建設部)..... | 5 |
| 証紙売りさばき人の指定(六〇三・会計課)..... | 5 |
| 公告 | |
| 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)..... | 5 |
| 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)..... | 6 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)五件..... | 7 |

告示

秋田県告示第五百九十四号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|--------|------------------|-----------|
| 熊谷外科医院 | 仙北郡角館町東勝楽丁二十二番二号 | 平成十六年六月十日 |

秋田県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 ホーマック株式会社 代表取締役 前田勝敏
 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 広面ショッピングセンター
 秋田市広面字近藤堰越五十番一外
- (三) 変更しようとする事項
 小売業を行う者の開店時刻
 ホーマック株式会社
- (四) 変更する年月日
 ア 変更前 午前九時三十分
 イ 変更後 午前七時三十分
- (五) 変更する理由
 消費者の利便性に応えるため

二 届出年月日

平成十六年七月六日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

| | | | | | | | |
|-------|-----|-------|------|---|------------------------------|---------------|------------|
| 道路の種類 | 旧新別 | 路 線 名 | A | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
| | | | 地先まで | | 平鹿郡山内村南郷字赤平八番五地先から三又字二夕瀬一四番七 | 一三・〇〇〇(五六・〇〇) | 〇・二二三 |

一 道路の区域

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
男鹿ショッピングセンター
男鹿市脇本脇本字石館十六外
 - (三) 変更しようとする事項

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百九十六号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
平成十六年七月十六日

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成十六年七月十六日から同年十一月十六日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由

- 小売業を行う者の開店時刻
ホームック株式会社
ア 変更前 午前九時三十分
イ 変更後 午前七時三十分
 - (四) 変更する年月日
平成十六年七月七日
 - (五) 変更する理由
消費者の利便性に応えるため
 - 二 届出年月日
平成十六年七月六日
 - 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
男鹿市役所 観光商工課
 - (二) 縦覧期間
平成十六年七月十六日から同年十一月十六日まで
 - 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 - 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- 秋田県告示第五百九十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年七月十六日
秋田県知事 寺 田 典 城

| 県道 | | 新 | 旧 |
|----|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | | 横手東成瀬線 | 横手東成瀬線 |
| | B | 平鹿郡山内村南郷字赤平二番四地先から三又字二夕瀬六三番一 地先まで | 平鹿郡山内村南郷字赤平二番四地先から三又字二夕瀬六三番一 地先まで |
| | | 七・〇〇〇〇五八・五〇 | 七・〇〇〇〇五八・五〇 |
| | | 〇・五七〇 | 〇・五七〇 |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年七月十六日から同月二十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百九十八号

一 道路の区域

| 県道 | | 新 | 旧 |
|----|---|---|---|
| | | 横手東由利線 | 横手東由利線 |
| | A | 横手市赤坂字荒沼二二八番三地先から字沢口一六三番一地先 まで | 横手市赤坂字仁坂一〇八番七地先から平鹿郡平鹿町上吉田間内 字中山一〇一番二四地先まで |
| | B | 横手市赤坂字仁坂一〇八番七地先から平鹿郡平鹿町上吉田間内 字中山一〇一番二四地先まで | 横手市赤坂字仁坂一〇八番七地先から平鹿郡平鹿町上吉田間内 字中山一〇一番二四地先まで |
| | | 一五・〇〇〇〇二七・三〇 | 一五・〇〇〇〇二七・三〇 |
| | | 〇・八三三 | 〇・八三三 |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年七月十六日から同月二十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百九十九号

一 道路の区域及び供用開始の区間

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|-----|---|---|-------------|------------|
|-------|-----|-----|---|---|-------------|------------|

| 県道 | 新 | 旧 |
|----|--------------|-------------|
| | 下開清水線 | 下開清水線 |
| | " | |
| | 八・〇〇〇～八八・〇〇〇 | 六・〇〇〇～八・〇〇〇 |
| | 〇・〇六七 | 〇・〇六七 |

- 二 供用開始の期日 平成十六年七月十六日
- 三 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年七月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第六百号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

| 一般国道 | 道路の種類 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|------|-------|---|-----------------------------|---|---|---------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| 百五号 | B | A | 仙北郡西木村上松内字浦子内一番一から一三二番一地先まで | " | " | 八・〇〇〇～四二・〇〇〇 | 〇・二二〇 |
| | | | | | | | |
| | | | 仙北郡西木村上松内字浦子内一番一から一三二番一地先まで | | | 一六・〇〇〇～三七・〇〇〇 | 〇・一八〇 |
| | | | | | | 一六・〇〇〇～三七・〇〇〇 | 〇・一八〇 |

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十六年七月十六日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年七月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年七月十六日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 |
|-------|-----|-------------------------------|---|
| 一般国道 | 百五号 | 仙北郡西木村上松内字宮田一七一番地先から字大地田一番五まで | |

- 二 供用開始の期日 平成十六年七月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年七月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第六百二号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | |
|---|------------------------------|---------------------|------------------------|--------------------|
| 申請者の住所及び氏名 横手市中央町八番二号 横手市長 五十嵐 忠悦 | 道路の位置の指定箇所 横手市赤坂字仁坂百五番一の内 | 道路の延長 一〇七・七〇メートル | 道路の幅員 六・〇〇～六・四三メートル | 指定年月日 平成十六年七月六日 |
|---|------------------------------|---------------------|------------------------|--------------------|

秋田県告示第六百三三号
 秋田県証紙条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

| | | |
|---|----------------------------|--------------------|
| 証紙売りさばき人の住所及び氏名 鳥海町上川内字田代百八十四番地 佐藤 謙司 | 売りさばき場所 鳥海町上川内字田代百八十四番地 | 指定年月日 平成十六年七月九日 |
|---|----------------------------|--------------------|

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年七月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭

和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
小型貨物自動車（バン型） 六台
 - (二) 購入物品の仕様等
購入説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年八月三十一日（火）
 - (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七号の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
 - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十六年七月十六日（金）から同月二十六日（月）に規定する県の休日を除き、平成十六年七月十六日（金）から同月二十六日（月）

四 までの期間、随時交付する。
入札執行の日時及び場所

平成十六年七月三十日(金) 午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

除雪ドーザ(十三トン級) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十一月十九日(金)

(四) 納入場所

秋田県秋田地域振興局建設部

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

除雪ドーザ(十三トン級) 一台 平成十六年七月ころ

(六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十六年六月二十九日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3) 資格に係る申請

1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年八月六日(金)までに提出すること。

2) 資格に係る申請

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月十六日(金)から同年八月九日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月二十日(金) 午前十時三十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

六 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (六)(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

- (七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing Wheel Type Loader (13 ton class)
- 2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 20 August, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
除雪ドーザ(十三トン級) 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年十一月十九日(金)

(四) 納入場所

秋田県雄勝地域振興局建設部

- (五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十六年六月二十九日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (二) 資格に係る申請

1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年八月六日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年七月十六日(金)から同年八月九日(月)規定する県の休日を除き、平成十六年七月十六日(金)から同年八月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月二十日(金)午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Snow Removing Wheel Type Loader (13 ton class)
- 2 Time-limit of tender : 10:45 A.M. 20 August, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
小型ロータリ除雪車(一・三メートル級) 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十六年十一月十九日(金)
- (四) 納入場所
秋田県由利地域振興局建設部
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

小型ロータリ除雪車(一・〇メートル級) 一台 平成十六年七月ころ
一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十六年六月二十九日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (四) 資格に係る申請
- (五) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年八月六日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月十六日(金)から同年八月九日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月二十日(金)午前十一時

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効

(四) 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と
する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Rotary SnowPlow

(1.3 meter small Type)

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 20 August, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of
Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita
prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

小型ロータリ除雪車(一・〇メートル級) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十一月十九日(金)

(四) 納入場所

秋田県山本地域振興局建設部

(五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十六年六月二十九日(火)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

(1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格
審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年八月六日(金)までに提出すること。

(2) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格
審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十六年八月六日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に
規定する県の休日を除き、平成十六年七月十六日(金)から同年八月九日(月)
までの期間、随時交付する。

(三) 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月二十日(金)午前十一時十五分

(四) 秋田県庁地下一階管財課入札室

(五) 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条
までに規定するところによる。

(六) その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
により決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書
に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Rotary SnowPlow
(1.3 meter small Type)
2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 20 August, 2004
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of
Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita
prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Rotary SnowPlow (1.0 meter small Type)

2 Time-limit of tender : 11:15 A.M. 20 August, 2004

3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十六年七月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

秋田県警察総合情報システム用パーソナルコンピュータ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年九月三十日(木)

(四) 納入場所

秋田県警察本部

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

パーソナルコンピュータ 一式 平成十六年九月ころ

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (一)の資格に係る申請

(1)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年八月十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月十六日(金)から同年八月二十四(火)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月三十日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要
提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出するもの。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Akita Prefectural Police Information Network System Computing Equipment
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 30 August , 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄